

令和7年度 第2回岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和7年7月15日（火） 午前10時～午前11時27分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、横山委員

（欠席委員：植村委員）

（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、山田委員

（欠席委員：藤本委員）

（使用者代表委員）工藤委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

（事務局）白石労働局長、小川労働基準部長、高橋賃金室長、小田島賃金室長補佐、
鈴木賃金室員

4 議 事

（1）岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）

（2）岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

（3）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており、有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項「審議会の成立」）。

（全ての議事を「公開審議」とした）

開会に当たり白石岩手労働局長から挨拶を行った。

次に、齋藤会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小林委員、使用者代表委員から瀬川委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項「議事録署名人の指名」）。

（1）岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）

○齋藤会長

それでは、議題に入ります。議題（１）「岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）」です。岩手労働局長から、岩手地方最低賃金審議会に岩手県最低賃金の改正決定について諮問があります。

〈岩手県最低賃金の改正決定について（諮問）〉

岩手労働局長から齋藤会長に、岩手県最低賃金の改正決定について、諮問文が手交された（最低賃金法第12条「地域別最低賃金の改正等」）。

○齋藤会長

それでは、諮問について事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

このたびの諮問は、最低賃金法第12条の規定に基づき、岩手地方最低賃金審議会に岩手県最低賃金の改正について調査審議をお願いするものです。

最低賃金法第12条では、「都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、改正又は廃止の決定をしなければならない。」と規定しています。

それでは、岩手県最低賃金を改正する必要性があると判断した理由について御説明します。

岩手県の経済状況について

「岩手県鉱工業生産指数」による令和2年を100とした岩手県の年平均鉱工業生産指数は、令和4年が126.7、令和5年が121.7、令和6年が123.3となっている。

「岩手県の景況」による令和7年4月及び5月の指標を中心にした判断は、「県内景気は、緩やかに持ち直しの動きが続いている」とされている。

「岩手県内経済情勢報告」による令和7年1月から3月期の企業の景況感は、「全産業では「下降」超に転じている」、先行きは「全産業では「上昇」超に転じる見通しとなっている」とあり、総括判断では「県内経済は、持ち直しつつある」との判断が示されている。

「法人企業景気予測調査、令和7年4月から6月期調査」による資本金1,000万円以上の法人企業の景況判断は、現状は「下降」超幅が縮小、先行きは「上昇」超に転じる見通しで、令和7年度の売上高は増収見込み、経常利益は増益見込みとなっている。

岩手県の賃金水準について

「毎月勤労統計調査」による岩手県の年平均所定内給与は、事業所規模5人以上の

調査産業計で令和4年が222,279円、令和5年が223,365円、令和6年が233,462円となっている。また、事業所規模30人以上の調査産業計は令和4年が235,333円、令和5年が235,998円、令和6年が241,607円となっており、「賃金構造基本統計調査」の岩手県の一般労働者の所定内給与額は、令和4年が252,300円、令和5年が259,600円、令和6年が267,000円となっている。

「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」による全国の加重平均賃上げ率は、令和4年が2.20%、令和5年が3.60%、令和6年が5.33%となっており、連合が取りまとめた「2025春季生活闘争第7回集計結果」では、令和7年7月1日時点の賃上げ率は前年同期比0.15ポイント増の5.25%、中小組合賃上げ率は前年同期比0.2ポイント増の4.65%となっている。

岩手県の生計費について

令和6年10月の岩手県人事委員会公表資料による盛岡市の標準生計費は、令和3年4月が268,020円、令和4年4月が182,880円、令和5年4月が209,260円、令和6年4月が176,430円となっている。

令和2年を100とした盛岡市の消費者物価総合指数は、令和4年の年平均が102.6、令和5年の年平均が106.7、令和6年の年平均が111.0となっている。令和7年に入ってから、1月110.0、2月120.4、3月105.0、4月113.9、5月121.5となっている。

岩手県最低賃金改正の必要性についてまとめると、岩手県の経済状況は「県内景気は、緩やかに持ち直しの動きが続いている」、「持ち直しつつある」、「現状は「下降」超幅が縮小、先行きは「上昇」超に転じる見通し」などの判断が示され、岩手県の賃金動向は、令和4年から令和6年までの所定内給与額は上向き傾向を示し、民間主要企業の春季賃上げ率は全国加重平均で2.20%から5.33%の引き上げが続き、令和7年においても5%を上回る賃上げ率を示す動きが見られる。岩手県の生計費は、令和2年を100とする消費者物価指数を見ると、令和4年の年平均が102.6、令和5年の年平均が106.7、令和6年の年平均が111.0と年々上昇しており、令和7年に入ってから消費者物価指数は上昇傾向にあり、消費者物価の上昇が顕著である。

これら状況から、現行の岩手県最低賃金を改正する必要があると判断した。

（「岩手県最低賃金改正の必要性について」岩手労働局の見解が読み上げられた。）

また、最低賃金法第25条5項で「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定さ

れています。本審議会閉会後に、そのための公示手続を行います。意見書の様式は従来の様式ですが、使用者意見書の「賃金の現状について」の項目に、「時給に換算して、何円未満の労働者が占める割合」という欄があり、昨年度は「950円未満」としておりましたが、今年度は「1,000円未満」と考えており、御意見をお伺いします。

○齋藤会長

事務局の説明について、御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いします。

なお、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取については、法律上行うものから、意見聴取実施の要否について審議するものではありません。

○藤田委員

2点質問がございます。1点目ですが、諮問文の中に、骨太の方針に「配意した」貴会の調査審議をお願いするという言葉がございます。この「配意した」意味はどの程度のもの、どういうものと捉えて審議すればいいのかお聞きしたい。

2点目、机上配付資料の一番最後に説明がございました参考人意見書の様式で、今年は1,000円未満という案ですが、1,000円未満とした理由を教えてください。

○齋藤会長

藤田委員から、労働局長から諮問のあった「骨太の方針等に配意した」について、配意したとはどの程度のものかという御質問と、意見書の様式の中で1,000円未満とした理由についての御質問です。まず1点目からお願いします。

○事務局 賃金室長

7月11日に厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に目安額の諮問を行いましたが、その諮問文にこのような文言が盛り込まれており、当局としましても本省の意向を踏まえ、岩手県としての実情を考慮いただき、「政府方針に配意」いただく旨諮問文に同じ文言を入れております。事務局としましては、地域における実情を考慮していただき、岩手地方最低賃金審議会が円滑に進められるよう適切な審議運営に努めてまいりたいという趣旨でございます。

○齋藤会長

ありがとうございます。藤田委員、今の回答でよろしいでしょうか。

○藤田委員

中央最低賃金審議会における諮問文の記述と同じですという回答に受け止めたのですが、骨太の方針をよく読んでみると、中央の目安額を上回る決定をすると、政府は

特別な対応として様々な重点的支援を行うと明確に述べておりますが、一部マスコミでは、政府が地方最低賃金審議会の中立・独立性を軽視しているのではないかというような話もございますので、もう一度白石局長に確認したいのですが、この「配意した」という言葉よりも、47都道府県の地域の実態をきちんと捉えた上で、骨太の方針等も検討に入れながら審議してくださいというレベルの認識でいいのか、ご所見を伺います。

○齋藤会長

よろしいでしょうか、お願いいたします。

○労働局長

あくまで地方最低賃金審議会の審議が基本となるところでございます。政府の一員といたしまして、行政機関の長として、当審議会に諮問させていただいたところでございますので、政府の方針、諸要件も一定考慮いただきながら、総合的に御審議いただくと認識しているところでございます。

○藤田委員

ありがとうございました。

○齋藤会長

ありがとうございました。それでは瀬川委員、どうぞ。

○瀬川委員

前回第1回審議会の際に、私から4月の中小企業支援4団体声明を配らせていただいて、会長選任の前に労働局、それから会長候補にこれに関して受け止めに伺わせていただき、それに関連した話しでもあるので伺いたいのですが、6月13日に閣議決定された骨太方針の中で、中小企業・小規模事業者の賃上げ支援パッケージの計画が併せて決められました。その中で飲食業から始まって、旅館・ホテル、運輸、製造業、保育、医療、介護など含めて全部で12業種ある。その中で特に我々中央会が支援の対象としている2次・3次産業で、例えば旅館・ホテルは、2029年度までに35%の労働生産性向上という目標値が出ているのです。製造業でも25%ですが、その根拠が全く示されていないのです。一体どうやって毎年7%の労働生産性を上げるのか、根拠がないものを閣議決定されて、「さあ、物価上昇を上回る賃上げをしよう」と言われても、何ら打つ手がない。我々中小企業団体中央会だけではなく、日本商工会議所も商工会連合会も、賃上げの必要性は認めているのです。

ただ、根拠のない数字に対して、最低賃金法の３要素に基づく審議と、今回の骨太方針で決められた中小企業・小規模事業者の賃上げ目標、労働生産性向上がリンクする話なのかという疑問が大いにあります。なので、そういった根拠のないものに対して配意しろと言われても、配意のしようがないのです。

次回審議会までに、中小企業や小規模事業者12業種の労働生産性向上の目標値の根拠を示してください。それがないと議論ができない。

○齋藤会長

閣議決定された12業種の労働生産性向上の目標値について、今後審議会で議論する上で、根拠を明らかにして議論すべきではないかというお話しと思います。

これから中央最低賃金審議会の審議が始まり、その中でいろいろ検討や議論がされると思いますが、事務局で回答がありましたらお願いします。

○労働局長

御意見として受け止めさせていただきます。次回の審議会に向けまして、必要な情報収集等に努めてまいりたいと思います。

○瀬川委員

お願いします。

○事務局 労働基準部長

確認させていただきますが、今の御指摘は12業種を選定した根拠と、あとは労働生産性向上の目標値の根拠を確認するという理解でよろしいでしょうか。

○瀬川委員

12業種の指定については、賃金水準が低い業種とか、指定したことについての説明はされているので必要ありませんが、12業種の目標値が全然違うのです。35%であったり28%であったり25%であったり、なぜその数値なのか。例えば製造業の25%というのは毎年5%ずつ上げると、「えっ、何ですかそれ」と思う訳です。

ものづくり補助金や省力化投資補助金では、補助金の事業採択要件として、今年から賃上げも入っています。賃金を2%上げる。2%を5年間やって10%という目標で補助金が出ているのに、政府の骨太方針のプラスになる目標はその倍以上なので、現場とすれば混乱するのです。全く目標値の意味がわからない。

だから私どもも、中央組織を通じて国に照会をお願いしましたが、聞いてくれるなというような省庁の回答だったので困っています。

○齋藤会長

事務局は今の趣旨よろしいでしょうか。12業種の労働生産性向上の目標値の根拠について、できるだけ対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 労働基準部長

具体的な目標設定の根拠が分からないと御配意できないという御指摘もいただいておりますので、厚生労働省に可能な限り根拠となる数字、エビデンスの確認・収集に努めたいと思います。

○瀬川委員

根拠のないものには配意はできない。

○齋藤会長

できる範囲で確認をお願いしたいと思います。諮問について、よろしいですか。

(異議なし)

それでは、2つ目の御質問ですが、意見書様式の中で時給換算で何円未満の労働者の割合というところにつきまして、今年度は1,000円未満と設定した理由についての御質問です。事務局、よろしくお願いします。

○事務局 賃金室長

こちらの欄は、最低賃金近傍の労働者がどの程度いるか御参考いただく趣旨です。昨年度1,000円で提案させていただいたところ、御意見をいただき950円とさせていただきました。現在の最低賃金は952円ですので、最低賃金を上回る近傍として1,000円を提案させていただきました。

○藤田委員

昨年と今年は状況が違うと思います。昨年は、結果的に59円アップで最低賃金は決定した流れがございます。1年前が950円だったから1,000円でもいいのではないかと思います。使用者側がこの意見書を書くときに誤ったメッセージに伝わります。952円から1,000円引くと約50円ぐらい差があるわけで、その金額としている企業が1,000円にしなければ駄目なのかという誤ったメッセージを送る様式だと思います。結論からいうと960円でもいいと思います。

○齋藤会長

この様式の金額設定には決まったルールはなく、労使の意見等を踏まえて毎年決定しているので、昨年度は893円から1,000円はいきなりだという御意見があって950円と

した経緯があり、事務局はその経緯を踏まえ1,000円と提案したと思いますが、ただいま使用者代表委員から、昨年とは状況が違うので1,000円ではなく960円というお話がありました。どのぐらいの金額にさせていただくのが妥当か、意見交換していただきたいと思いますが、労働者代表委員側は御意見ございますか。

○佐々木委員

連合とすれば、1,000円を超える最低賃金引上げを目指す方針が固まっているので、1,000円以上でいいのではないかと思うところもありますが、あくまでも標準をどうするかということです。特段この数字に私どもはこだわりません。問題はこれから先の審議の中でどの程度求めていくのかが一番大事だと思っております。

○齋藤会長

ありがとうございます。労働者代表委員側としては、特にこだわりはなく、使用者代表委員側の金額提示に応ずるということによろしいですか。

そうしますと、使用者代表委員側としては、藤田委員から提案がなされた960円で設定をお願いしたいということによろしいですか。

(異議なし)

労働者代表委員側に確認いたしますが、960円の設定でよろしいですか。

(異議なし)

それでは、使用者用参考人意見書の様式の金額の設定は960円に決定しましたので、事務局は手続きをお願いします。

○工藤委員

必要性について、お聞きしたいのですが。

○齋藤会長

残っている質問があればどうぞ。

○工藤委員

先ほどの必要性について、最低賃金法12条では「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、改正又は廃止の決定をしなければならない」と規定されているということで、賃金、生計費については説明いただいたと思いますが、通常の事業の賃金支払能力について説明がないと感じたので教えてください。

○齋藤会長

ただいまの質問は、必要性の中に通常の事業の支払能力についての説明がなかったのではないかとのことでした。事務局、お願いします。

○事務局 賃金室長

通常の事業の賃金支払能力につきましては、一般企業の賃金支払能力がどうか数字的な資料はございませんので、公表されている経済状況を基に御説明しております。

○工藤委員

特に中小企業・小規模事業者の支払能力から、最低賃金を上げていいのかという議論になると思いますが、法律規定があるにもかかわらず、支払能力に関するデータはないというのはどうかと思います。岩手県にとっていい金額を設定するかという審議になると思いますから、ありませんではなくて、課題意識を持った提案をしていただきたいと思います。

○齋藤会長

ただいまの質問について事務局、何かございますか。

○事務局 賃金室長

これから審議を進めていただく中で、様々な資料を可能な範囲で提供させていただきたいと思います。

○齋藤会長

毎年第3回の審議会で、分厚い統計資料等が各委員に配布されます。その中に様々な支払能力に関する資料も入っており、特に賃金改定状況調査第4表など、支払能力も含めた賃上げ状況を表した統計資料もありますので、そういった統計資料も踏まえて議論してまいりたいと思いますし、さらに必要な資料があれば、皆さんから用意していただくとか、あるいは事務局に用意していただくとか、できるだけデータを踏まえた議論にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○瀬川委員

支払能力について毎年お願いしていますが、県内中小企業は大体36,000社あり、例えば信用調査会社等のデータである程度類推する資料が取れるのです。自己資本比率であるとか、内部留保であるとか、東京商工リサーチや帝国データバンクに聞いても1万数千社のデータは持っている。県内中小企業の支払能力を類推するデータは、そういうところから購入できると思います。それが全て県内中小企業の支払能力を証明するかというときちとした統計がないので、そういったところから取らざるを得な

と思います。労働局には予算を取っていただき、審議の参考になるデータをそろえていただければと思いますがいかがでしょうか。

○齋藤会長

内部留保あるいは自己資本比率など、そういった資料を入手してはどうかという御意見ですが、事務局、お願いします。

○事務局 賃金室長

予算に制約がございますので、可能な範囲で、できる限りの資料収集に努めてまいりたいと考えております。

○近藤委員

工藤委員や瀬川委員の言うこともよく分かります。確かに経済状況が支払能力の根拠にはなり得ますが、はっきりした根拠と言えないので、業況のD Iであるとか、法人企業統計調査とか、県内のデータを抜粋して情報提供していただくとか、支払能力、という意味では、県内の労働分配率が抜粋できるのであれば、それを示すことによって瀬川委員、工藤委員に対するご回答になるのかと思います。

○齋藤会長

支払能力に関する資料につきましては、先ほど申し上げた賃金改定状況調査等もございしますが、予算に制約があるということで、近藤委員から本県の労働分配率等が分かる資料があれば、ある程度支払能力に関するデータにできるのではないかという御意見もありました。事務局で対応できるものは工夫いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、岩手地方最低賃金審議会は、岩手労働局長から岩手県最低賃金の改正決定について諮問をお受けしたことを確認いたします。よろしいですね。

(異議なし)

諮問をお受けしたことによって、岩手県最低賃金の改正について審議が開始されます。事務局は本審議会終了後、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示手続に入ってください。

(2) 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

○齋藤会長

それでは、次の議題に入ります。議題の（２）「岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

専門部会の設置についてです。最低賃金法第25条2項で「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と定められています。

最低賃金審議会令第6条1項で「審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする」と定められ、専門部会は公・労・使各3人の計9名で構成されています。専門部会委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条4項で「関係労働組合又は関係使用者団体に候補者の推薦を求めなければならない」と定められており、相当期間を定めて推薦公示を行っております。

次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてです。最低賃金審議会令第6条第5項で「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定しております。

この条項を適用するためには、あらかじめ審議会での取り決めをしておく必要がありますが、岩手地方最低賃金審議会では今までこの条項を適用したことはありません。今年度も同様の取扱いとしてよろしいか、審議会の方針をお伺いします。

○齋藤会長

事務局から、専門部会の設置と最低賃金審議会令第6条5項の適用について説明がありました。専門部会の設置については、法律上当然に設置されるものですから、設置の可否について審議するものではありません。事務局は、本審議会終了後、速やかに専門部会委員の推薦公示手続きに入ってください。

次に、最低賃金審議会令第6条5項を適用するか否かについて、岩手地方最低賃金審議会の方針を決定したいと思います。最低賃金審議会令第6条5項を適用すれば、手続きを簡略化することはできますが、最低賃金の改正という重要事項を決定するものですから、今まで岩手地方最低賃金審議会ではこの条項を適用したことはありません。会長といたしましては、従来どおりこの条項は適用せず、最終決定は本審議会で行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、最低賃金審議会令第6条5項は適用しないこととします。

(3) その他

○齋藤会長

次に、議題(3)「その他」に入ります。事務局で用意している議題はありますか。

○事務局 賃金室長

4点ございます。

1点目は、審議日程についてです。第1回審議会におきまして、審議会の開催計画について御審議いただき御予定を確認させていただきましたところ、次回第3回審議会は計画どおり8月6日水曜日10時から開催させていただきたいと思います。

なお、専門部会の審議日程につきましても、計画どおり開催する方向で進めたいと思いますが、専門部会委員が決まり次第、再度委員の御予定を踏まえた日程で確定させていただきます。

また、第4回審議会から9月までの審議日程につきましても、委員の皆様の御予定を確認しましたところ、計画どおりの実施が可能と考えております。万が一、変更が必要となった場合には、皆様の御予定を踏まえた日程調整を行いたいと思います。

○齋藤会長

審議日程につきまして、ご意見、質問等がありましたら、お願いします。

○藤田委員

この審議日程については、異論を申し上げさせていただきます。

前回の審議会でもお話しさせていただいたが、今の説明は、専門部会の審議日程も計画どおりにしたいが、専門部会委員はまだ決まっていないので、決まった段階でもう一回調整をするというお話しでした。

さらに、問題なのは、第4回審議会以降もこのスケジュールでやるとありますが、そもそも専門部会の日程が確定できないということは、第4回審議会も確定できない状況なので、無理があるというか、強引だと思います。

前回事務局は、公正、公平、中立な独立機関としての岩手地方最低賃金審議会の議論に資するよう、スケジュールも含めて適切な運営に努めたいと話しがありましたが、先ほどの説明には疑念を持たざるを得ない。

専門部会の委員の日程が決まってから再調整するということですが、もう1か月後ですよ。前回、私どもはいろんな委員を兼務しているので、早く決めてくれという話しをしました。その専門部会の委員はこの中から選ばれるのであって、新しい人を入

れるわけではない。そのため日程調整していると考えていましたが、今回の日程は計画どおりもしくは微調整だけという理解でいいのかお伺いします。

○齋藤会長

日程についての質問でございました。事務局、お願いいたします。

○事務局 賃金室長

前回審議会でご提案させていただいた日程と、今回お示した日程は変わりありませんが、前回審議会では専門部会の委員も決まらないうちに日程を確定させるのかという御意見もいただきましたので、専門部会の日程につきましては、委員が決まってから最終的な調整を行います。基本的にはお示したスケジュールで進めたいと回答させていただきましたので、まだ専門部会の委員が決まっていない中で確定した日程をお示しできませんから、委員が決まった段階で最終的な調整をさせていただきたいと思ひますし、どうしても日程を変更しなければならないということがございましたら、次回審議会でお諮りすることになるかと考えております。

○藤田委員

私が言いたいのは、最低賃金専門部会は4回セットされていますが、委員が決まってから専門部会の日程がずれると、第4回審議会の日程もずれるわけですね。となると、第5回審議会、特別小委員会、もっと言えば、法定発効日も後ろに行く可能性がある。日程調整が後ろに行くとか前に行くとかというのは当然あり得ると考えていいのです。

○齋藤会長

事務局、お願いします。

○事務局 賃金室長

どうしてもその日ではできない、例えば審議会自体が成立しないというような状況になれば、日程を変更せざるを得ないと考えておりますが、事務局としましては、この予定は3月からお示しさせていただいておりますので、基本的にはこのスケジュールで進めたいと考えております。

○齋藤会長

今の議論は、早めに決めておかないと委員も困るし、他の審議日程にも影響するだろうということで、早めに決めるべきだという御意見と思いますが、事務局は、専門部会委員はこれから推薦公示するので、その前に日程を確定することはできないので、

専門部会委員が決まれば正式に確定させて、今の日程計画で進めたいということです。

○瀬川委員

確認ですが、第3回が8月6日で目安額の伝達となっていますが、中央最低賃金審議会は5日までに決まる見込みで、こういう日程にしたのでしょうか。

確定ではない話しも聞いていますが、私が注視しているのは、制度そのものの議論も今回の中央最低賃金審議会で行われると聞いています。政府が物価上昇を上回る賃上げと大幅に経済政策を転換したことによって、最低賃金制度が国の経済政策にどんどん組み込まれていっている状況が正しいのかという批判がかなりあって、最低賃金制度も今回の中央最低賃金審議会での議論になって時間がかかると思っているのですが、仮に6日までに目安額が決まらなければ、この審議会自体の日程がずれるという認識でよろしいのでしょうか。

○齋藤会長

目安伝達が遅れる可能性はないかというお話しでしたが、いかがでしょうか。

○事務局 賃金室長

今年度の日程は、中央最低賃金審議会の審議日程等も踏まえ設定させていただいております。万が一、8月6日の第3回審議会までに目安額の答申がなされなかった場合は、専門部会または個別に目安額伝達を行うことも考えなければならないと思っております。

○瀬川委員

すみません、もう一度お願いします。

○事務局 賃金室長

第3回は予定どおり8月6日に開催させていただき、万が一、8月6日に中央最低賃金審議会の目安額の答申が間に合わなかった場合は、8月6日の第3回審議会では目安額伝達はできませんので、例えば個別に委員の皆様に伝達するとか、方法を考えていかなければならないと思っております。

○齋藤会長

今のところは、各県とも7月末あるいは遅くとも8月上旬には目安額が決まる見込みで日程が組まれているようです。

○瀬川委員

今年は参議院選挙で中央最低賃金審議会の日程がずれているのですよ。

○齋藤会長

本県では選挙なども踏まえ、8月上旬に目安額答申がずれた場合を想定した日程と
していますが、こればかりは100%ということはありませんので、その際は方法を考
えなければならないと思っております。

○藤田委員

このスケジュールに載っている8月18、19日は、使用者側の専門部会予定委員は出
席できないスケジュールということを明言させていただきます。

○齋藤会長

それでは、第3回、第4回の専門部会につきましては、使用者側で予定している専
門部会委員の都合がつかないということでしたが、最低賃金審議会はできるだけ早め
にしっかりとした日程で組む必要があるかと思えます。夕方以降とか、できるだけ
委員が出席できる日時に工夫することもあります。使用者側委員の話しを踏まえ日
程を再調整するとなれば、労働者代表委員にも影響しますがいかがでしょうか。

○佐々木委員

私どもも日程は計画とおりに組んでいるので、使用者代表委員が18、19日出席できな
いというのは、何のため日程を組んだのかと思いますが、皆さんもタイトなスケジ
ュールで動いていますから、確認しながら日程調整していただければと思います。

確かに中央最低賃金審議会では、丁寧な審議をするということで、4回以降、5回、
6回行うのはいとわなないということも発しているようです。ただ、夜遅くまで審議す
るのが妥当なのかという議論もされたようで、安定した思考力を持って検討するには、
ある程度の時間が必要という話しもございました。その5回、6回というのがどの程
度になるのか、まだはっきり分かりませんが、そのくらい慎重に今回やらせて
いただくということのようでした。

計画された日程で予定を組んでいましたが、日程が変わるのであれば、丁寧にしっ
かりと専門部会委員の日程確保をお願いしたい。

○齋藤会長

第3回、4回の日程ですが、使用者側は何か工夫する方法はないのでしょうか。

○事務局 労働基準部長

先ほどの藤田委員の御指摘の確認ですが、使用者側の専門部会候補者は18、19日は

3名とも出席できないという御指摘が確認させてください。

○藤田委員

3人中2人が出席できません。

○齋藤会長

使用者側の意向も含めて、再度調整することによろしいですか。

それでは、日程につきましては、第3回審議会は予定どおり進め、目安額答申の日程変更があった場合は検討してお知らせするという事です。また、専門部会の第1回、第2回は予定どおりですが、第3回、第4回については調整を行い、それ以降はその日程を踏まえて変更の可能性があるということによろしいですか。

(異議なし)

では、日程につきましてよろしく申し上げます。事務局は続けてください。

○事務局 賃金室長

2点目は、先般行った実地視察についてです。

日程調整では、ご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

実地視察概要につきましては、第3回審議会で資料を配付させていただきますが、詳細の御報告は第1回専門部会で行いたいと思います。なお、対象事業場の個別の情報が記載される資料ですから、非公開資料として配付させていただきます。

○齋藤会長

実地視察については、第1回専門部会において詳細が報告されるということです。

それでは、事務局は続けてください。

○事務局 賃金室長

3点目は、令和6年度答申時の政府要望に関する取りまとめについてです。

昨年の岩手県最低賃金の答申文における、政府に対する要望の取組み状況につきましては、令和6年度第7回審議会で令和7年3月19日までに把握した事項を御報告しておりますが、その後把握できました部分について御報告いたします。

資料No.2-1の2ページ朱書き部分を御覧ください。令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間内に、雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置づけて市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間2分の1に軽減され、また計画に位置づけた賃上げ方針が3%

以上のものである場合は、5年間にわたって4分の1に軽減される税制支援措置があります。

そのほか、中小企業省力化投資補助金や、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金などについては、時間の都合上、詳細の御説明は省略させていただきますが、厚生労働省では、ホームページに「賃金引き上げ特設ページ」を開設し、厚生労働省や中小企業庁などが行っている各種支援施策等について情報提供しているほか、労働局や各労働基準監督署では事業場訪問時などの機会に、賃金引き上げ特設ページなどのご案内を行って、各種支援策等の周知に努めております。

以上、政府に対する要望項目に関する取りまとめについて御報告といたします。

○齋藤会長

ありがとうございました。令和6年度答申時の政府要望に関する取りまとめに関して、追加の報告がありました。ご意見等がありましたら、御発言をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、事務局は続けてください。

○事務局 賃金室長補佐

4点目は、岩手地方最低賃金審議会あて、最低賃金に関する意見等が提出されておりますので、御報告いたします。

資料No.3-1「最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書」を御覧ください。全労連東北地方協議会議長、全労連北海道地方協議会議長、岩手県労働組合連合会議長の連名で岩手労働局長あて、「最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書」が提出されております。また、資料No.3-2は、要請内容に関する資料として提出されております。要請書を読み上げて御報告させていただきます。

【要請書要旨読み上げ】

○齋藤会長

ありがとうございました。議題「その他」ですが、何もなければ、これで議事を終了します。